

I. 制度のイメージ

（所得連動返還型奨学金）

① 返還者が所得連動返還を希望する場合、日本学生支援機構（JASSO）に対して申請する。
※JASSOは返還者のマイナンバーを保持していないため、返還者からの申請が必須。

② JASSOは、マイナンバーを活用し、返還者の所得情報等を取得。

③ JASSOは、所得に応じた返還月額を決定し、返還者に通知。

④ 決定した返還月額を、返還者の口座から引き落とし。

II. 制度の導入に向けての要検討事項

※マイナンバー制度で取得可能な情報や、その取得方法等については現在関係省庁と調整中。

○マイナンバー制度を活用した返還者の所得情報等の取得状況等を勘案した対象範囲の設定。

（例）新規返還開始者のみ対象とし、既返還者は、時期をずらして申請を受け付ける。

<参考：平成24年度返還者数>

無利子：約134万人（うち新規返還開始者約9万人）

有利子：約189万人（うち新規返還開始者約24万人）

○所得情報等の確認が困難である者（配偶者や海外居住者等）への対応。

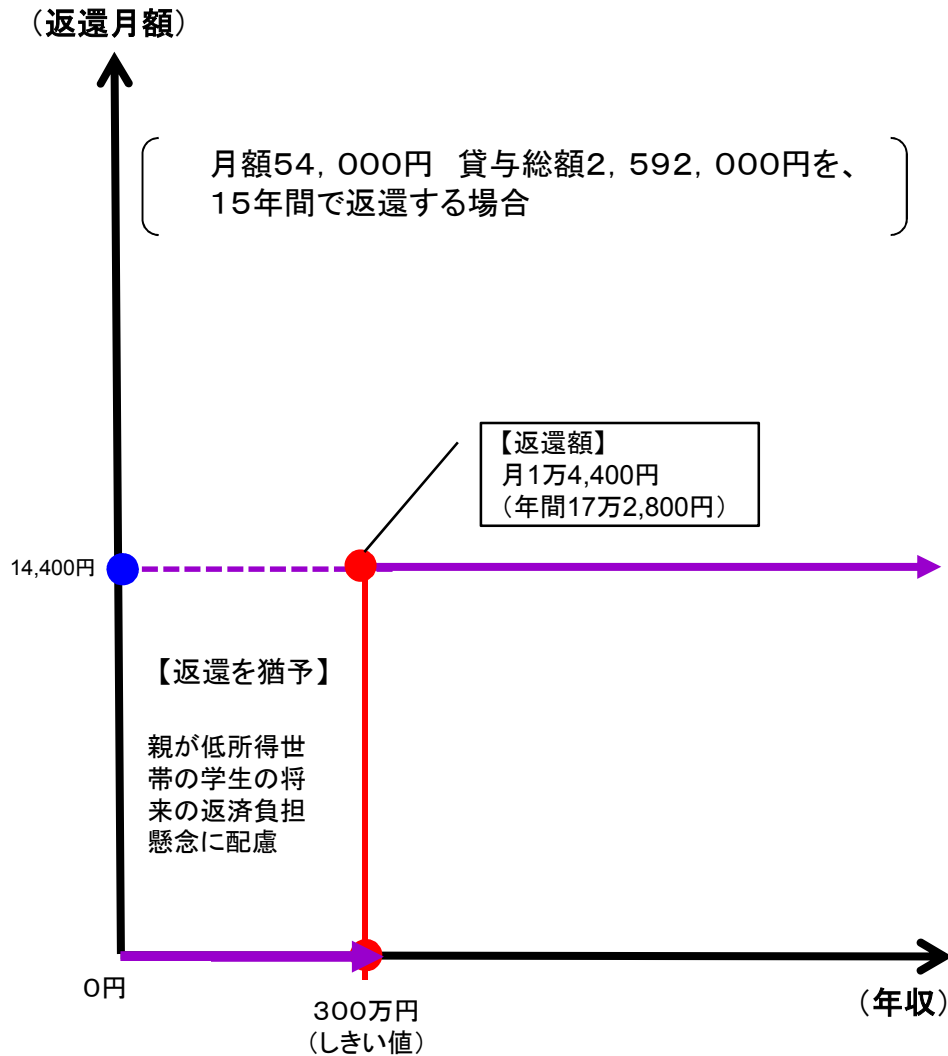
○貸与総額を勘案せずに返還月額を設定することにより、少額ずつ長期間かけて返還するケースが想定されるため、奨学金事業継続のための回収金の確保。

○所得情報等を適確に返還月額に反映するための、所得情報取得から返還月額への反映に係る期間の短縮及び前年から経済状況が急変した者への柔軟な対応。

柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の制度について

現行制度

(所得連動返還型無利子奨学金制度)



改正後のイメージ図

